

令和 4 年

寒川町教育委員会会議録

5 月 定 例 会

日 時：令和4年5月20日（金）

午後1時30分 ～ 午後3時08分

場 所：東分庁舎第3会議室

出席者

<教育委員会>

教育長		大	澤	文	雄
教育委員	1 番	大	川	勝	徳
	2 番	小	川	雅	子
	3 番	大	関	博	之
	4 番	布	谷	あ	けみ

<事務局職員>

教育次長	内	田	武	秀
教育政策課長	高	橋	陽	一
学校教育課長	黄	木		悟
教育施設給食課長	水	越		豊
教育政策課専任主幹	押	味		亨
（兼）学校教育課専任主幹				
町民センター館長	別	府	拓	自
総合図書館長	岩	渕	麻	子
書記	千	野	あ	ずさ

寒川町教育委員会定例会（５月）議事日程

1. 開 会
2. 前回会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
大川委員 布谷委員
4. 教育長報告
5. 社会教育施設報告
 - ①公民館報告（資料１）
 - ②総合図書館報告（資料２）
6. 委員報告
7. 協 議
 - ①寒川町立小・中学校適正化等基本方針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について（資料３－１、３－２、３－３、３－４）
 - ②今年度の小学校水泳授業について
8. 議 事
 - 報告第１号 専決処分の報告について（資料４）
 - 議案第９号 令和４年度寒川町一般会計補正予算（第２号）について（資料５）
9. その他
10. 閉 会

1. 開 会

(教育長)

皆さん、こんにちは。お揃いですので始めたいと思います。

ただいまの出席者は5名です。定員数に達していますので、これより寒川町教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配付したとおりです。

2. 前回会議録の承認

(教育長)

前回定例会の会議録は、あらかじめ署名委員の署名がありましたので、承認されました。

3. 会議録署名委員の指名

(教育長)

また、本日の会議録署名委員は、大川委員と布谷委員にお願いいたします。

<「はい」の声>

4. 教育長報告

(教育長)

それでは次に、私から教育長報告をいたします。

まず1点目は新型コロナウイルス感染症への対応、2点目は中学校の修学旅行について、3点目は小学校の水泳指導について、4点目は教職員の不祥事について、5点目からは、これまでの重点であります学力向上、6点目はいじめ・道徳教育、7点目は外国語教育の推進、8点目はICT教育の推進、9点目に支援教育ということで報告があります。なお、途中の4点目で一旦区切りますので、何か質問等ありましたらよろしくお願いします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症への対応ですが、ゴールデンウィークが過ぎ、現在のところ、幸いにも新型コロナウイルス感染症の感染拡大は見られないものの、感染状況は全国的に高止まりの傾向があり、県の通知等も踏まえ、引き続き学校は、感染リスクの高い教育活動を控えながら感染防止に努めています。

教育委員会事務局として、校長会を通じて、引き続き新型コロナウイルス感染者への対応の方針や具体的な内容について明示するとともに、感染リスクの高い教育活動の一部については、工夫して行うことが可能な方法を紹介するなど、学校現場と共通理解を図りながら教育活動を進めています。

2 点目、中学校の修学旅行についてです。

こうした中で、5 月 25 日出発の旭が丘中学校を皮切りにスタートする中学校の修学旅行の時期となりましたが、現在のところ予定どおり実施できるのではないかと考えています。

感染防止対策の一環として、新幹線までの小田原駅と学校間の貸切りバスの手配や、新型コロナウイルス感染症を原因として中止になった場合のキャンセル料を補償する保険について、旅行業者や中学校と短期間で調整を図りながら、予備費対応により公費負担とする予算措置を行うことで学校を支援しています。

なお、この新型コロナウイルス感染症対応の旅保は、新規陽性者が 1 名以上出たことを理由とした学校の判断による前日までのキャンセルに対応可能であるとともに、中止または延期でない場合でも、陽性となって急に参加できなくなる生徒個人のキャンセル料も補償することができる手厚い内容の保険となっています。

3 点目、小学校の水泳授業について。

また一昨年と同様、昨年度の 2 年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、町内全小学校の水泳授業を中止としてきました。

感染状況は全く油断できる状況ではありませんが、ハード面でのプールの環境整備やソフト面での新型コロナウイルス感染防止に関する水泳授業ガイドライン（案）の作成などを行い、今後、感染状況を踏まえて実施の可否の判断ができる状況を整えるよう努めているところです。なお、詳細については、この後の協議の中で取り上げてまいります。

続いて 4 点目、教職員の不祥事についてです。

町立小学校の教職員がわいせつ行為により逮捕され、4 月 28 日付をもって、県教育委員会によって懲戒免職処分となりました。また、5 月 2 日に 2 回目の臨時保護者会を開催し、25 名の保護者の出席があった中、当該校長、教頭、学校教育課長でこれまでの経過や対応、児童の様子について説明をするともに、保護者との質疑応答を行いました。

児童生徒や保護者、地域の皆様にご心配をおかけしましたこと、ご不安な思いをさせてしまったこと、そして信頼を失うことになってしまったこととなり、大変残念なことで断腸の思いです。

このたびの不祥事について、人格形成上、極めて重要な時期にある児童生徒を指導する立場にある教職員がわいせつ行為を行ったことは、児童や保護者をはじめ、社会に与える影響は計り知れず、寒川町の教育に対する重大な背信行為であると言えます。

これまで寒川町では、町校長会や教職員の研修を通じて、資料等を用いたりしながら不祥事防止について取り組んでまいりました。加えて、学校においても、機を捉えながら、学校長をはじめとした管理職から不祥事防止に向けた取組を進めてきました。そうした不祥事根絶に向けた取組を進めてきたにもかかわらず、卑劣なわいせつ事案が発生したことに怒りを覚えます。

これまで積み上げてきた町内の学校や教職員に対する信頼を取り戻すには時間と努力を要しますが、今後は、わいせつ行為に限らず、交通事故も含めた不祥事を起こさないことはもちろん、地道に、着実にそのための努力を重ねていくことが必要です。

町立小中学校教職員においては、勤務時間の内外を問わず、常に教職員としての自覚と倫理感を持ち、法令を遵守するよう徹底していかなければなりません。不祥事の根絶に向けては、単に呼びかけや説明だけでなく、双方向の方式で教職員の理解を深めたり、具体的な事例を取り上げたりして、さらなる工夫をしながら取り組み、教職員一人一人が自分事として捉えるとともに、互いの連携をさらに高めてまいりたいと思います。

以上4点について、何か質問のある方はお願いします。

大関委員。

(大関委員)

質問ではありませんが、修学旅行にやっと思行けるようになってきたのだなと思ひ、少し安心しています。修学旅行などは、できるだけ行けない理由を見つけるよりも行ける理由を見つけて行かせてあげたいと思っています。人生で1回だけの思い出をつくる大切な旅行ですので、ぜひともいい方向で進めていただきたいなと思っています。

(教育長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

大川委員。

(大川委員)

私も同じ意見になります。最近、広場や公園などで子どもたちが遊んでいる姿をよく見かけるようになりました。今の修学旅行のお話もそうですが、だんだんとそういうことが出来るようになり、良かったと感じています。子どもたちにとっては、人格形成上、皆でわいわいがやがやしながら活動する事は、とても大切だと思っています。これからもぜひ続けていけるよう、ご努力をお願いいたします。

あともう一つ、不祥事の件についてです。この人の場合は少し特殊であったとも思っています。一般的に不祥事のことであると、先生方はいろいろな実践、学力の向上や、不登校対応、GIGAスクール対応など、待ったなしの実践が求められていて、本当に息苦しさを感じている人もいます。そうなればなるほど先生方のモチベーションマネジメントがとても大切だと思っています。学校の校長先生をはじめ教育委員会も、先生方のモチベーションをうまく発揮させていく研修等をぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。

黄木課長、今の不祥事に関して、何か補足はありますか。

(学校教育課長)

このたびの不祥事については、本当に残念なものと捉えているところです。

一人一人に教育委員会の思いを伝えるということが大事であると考え、教育長から各教職員に対して、メッセージを出しています。そのメッセージを各校で管理職から読み上げていただきました。

また、それにとどまらず、先ほど双方向での取組と申し上げましたが、先生方に今回の経緯等を簡単に説明した上で、一人ずつ、思い、不祥事への考えと書くことを書いていただき、学校で回収したものを教育委員会事務局でまとめた上で、学校に返す予定です。互いの思いというものを共有しながら連帯を深めてまいりたいと思いますし、ただいま、大川委員からありましたとおり、同僚教員がこうしたことを起こした影響から、心が傷ついている教員もいますので、そうした部分の心のケア、またモチベーション向上について、今後とも取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

(布谷委員)

そのことに関して質問があります。

(教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

今、保護者会を開いて説明をしたとのことですが、こういった信用失墜行為に対しては、その他の学校の保護者や町民の方から、何かご意見やお叱りの言葉は教育委員会に入ったのでしょうか。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

当該小学校の臨時保護者会を2回開催しましたが、その中でも学校の先生方を責めるお声というより、先生方を私たちは信じていますといった応援の言葉もいただきました。本当にありがたいと思っています。

とはいえ、今後の子どもたちへの影響を不安に感じている方も多くおられ、どのような対応をしていくかを、保護者の皆様と前向きに話ができたと感じます。

また、その他の小学校の保護者のお声、問合せはほとんどありませんでした。そうは言いましても、多大なる影響はありますので、信用を取り戻していくと

いう努力を続けていきたいと強く思っています。以上です。

(教育長)

他にどうですか。

小川委員。

(小川委員)

今伺いましたところで、保護者会を2回開いてた中で、先生を信じているというお言葉もあったということに、大変安堵しました。

というのも、子どもたちに良い影響ではないことは確かですので、保護者の方たちが先生をいかに信頼している態度を見せるかということは、子どもに大きく影響すると思います。そういった意味では、何かが起きてしまった後の対応が大事だと思いますので、対応がよかったと思っています。保護者の方たちがそう言うてくださったことに安心いたしました。

(教育長)

ありがとうございました。その他に、よろしいですか。

それでは、後半の5点目からです。

5点目は学力向上について。

学力向上については、4月、5月は教育課程の編成をはじめ、授業力向上、校内研究会等の在り方を教職員全体で共通理解を丁寧に図っていく大切な時期です。

各学校では、昨年度の研究テーマに基づいてさらに校内研究を深めていく学校が多く、教科としては、小学校では算数科や国語科を中心とする学校や、教科に関係なくICTの活用や学習評価に関する研究を行う学校があります。また、既に年間の研究授業を複数回行ったり、講演会を行ったりする計画を立てているようです。

続いて6点目、いじめ・道徳教育についてです。

いずれの学校も大きないじめ案件は生じていないと報告を受けています。しかし、生徒間の言葉によるからかいが1件あり、生徒に適切に指導するとともに、保護者とも共通理解を図りました。どのような場合でも校内で情報共有するようにし、早期発見と丁寧な初期対応に努めています。

また、各学校とも、今年度も各学期に生活アンケートを実施し、児童生徒の実態把握をしながら、いじめの早期把握に努めるとともに、日常の生活から気になる事案に対しては、学年または管理職を含めて対応していきます。

道徳教育については年間計画を作成し、各学年で連携を取り合いながら計画的に授業を進めています。

寒川中学校では、過去の道徳教育の研究を生かし、学級担任に限らず、全教職員によるローテーションで各学級の道徳授業を行っているスタイルが定着しています。

次に、7点目、外国語教育の推進です。

全てのFLTが昨年度とは異なる学校に異動していますが、早速、積極的に児童生徒とも関わりを持ち、活躍しているとの報告があります。

FLTが外国語以外の授業においても、小学1、2年生の生活科の授業に参加し、アサガオの植え等と一緒にいる中で、自然に子どもたちとなじんでいたり、そのほか、小学校の算数科や中学校の美術科、家庭科、体育科などの授業にも自主的に参加したり、放課後に陸上部と一緒にランニングを毎日していたりして、生徒との交流も含め活動してくれているようです。

さらに、休み時間も積極的に児童と話をしたり遊んだりしていて、日常生活において自然な形でコミュニケーションが図れる、とてもよい環境がつけられているとの声も学校から聞かれます。

続いて8点目、ICT教育の推進です。

GIGAスクール構想の1人1台端末ですが、この1年間で授業や学校行事等での活用が進み、タブレット端末の使用頻度も高く、プロジェクターとつないで、すぐに使えるようにしてある学校もあります。さらに、タブレット端末を使わない授業は成立しないというくらい、先生たちが活用している学校も出てきています。

一方、ICT活用の推進に向けた学校ごとの具体的な工夫も見られます。例えば、ICTに関する研修に参加した教員が職員会議の後、内容を10分程度で報告するなどして、ICTの効果的な使い方などの情報を共有している学校もあります。

また、校務分掌の中にICT推進委員会として各学年1名を設置し、各学年の活用等の情報交換や短時間での研修等を予定している学校もあります。

ICTの活用について校内研究に位置づけている学校では、校内研修も含め、さらなる活用に向け推進していく予定です。他方、SNS全体としては、校内の様子がSNSにアップロードされていたとの情報もあり、様々な課題があると感じており、早い段階で情報モラル教育に力を入れていきたいと思えます。

続いて、最後になりますが、9点目、支援教育です。

新年度が始まって1か月半、連休が明けて学校生活に慣れてきたところで、少しずつ児童生徒の支援を要する対応が求められ始めてきています。支援教育については、多種多様に支援を要する生徒がいる中で、特に家庭との連携をとることが難しい家庭や、支援的・福祉的要素が非常に大きい案件などに対して、校内の教職員の連携はもちろんのこと、スクールカウンセラーやSSW、教育研究室的心理士や相談員とも連携を取りながら、丁寧な対応に努めていきたいと考えます。

寒川中学校では、県の教員加配を受けて「にこにこルーム」の運営が定着し、支援を要する生徒にとって、居場所のある安心感や教室に戻る前の準備段階となっています。

寒川東中学校では、不登校生徒の中で学習意欲があり、本人が望む場合は、

濃厚接触者と同様にハイブリッド授業を行っており、タブレット端末を複数台用意して複数の角度から撮影して配信するなど、工夫しているようです。

以上、私からの報告は終わります。

何か質問等あれば、お願いいたします。

小川委員。

(小川委員)

F L Tの皆さんの活躍が、とても良いと思いました。前に私が発言したことです。広島県の公立学校が、G I G Aスクールや、英語教育等においてとても先進的な授業をしていることで、取り上げられていました。ほとんどの授業を英語で行っていて、理科の実験も英語で説明するとのことで、そこで学べた子どもたちは、将来英語が流暢になるだろうと羨ましく思いました。今はF L Tの皆さんが1年生のアサガオの種植えを一緒にするなど、何げないところでも英語で触れ合などにより学校生活をサポートしていただけると、将来の英語に対する子どもたちの受け止め方や意欲の向上に期待ができると思い、将来的にととても楽しみだと感じました。

F L Tの先生方が忙殺されない程度に触れ合っていたいただきたいと思いました。

(教育長)

ありがとうございます。

他に、いかがでしょうか。

大川委員。

(大川委員)

先ほど教育長のお話の中にもありましたが、言葉によるからかいの件があって指導されたと。大きないじめではなく、本当によかったと思っています。5月の連休が終わると、不登校や子どもたち同士のトラブルが表面化してきたりして、先生方も対応が大変になる時期であるとともに、とても大切な時期を子どもたちは迎えているのではないかとと思っています。

最近、SNSの誹謗中傷の法律改正があり、ネットの記事を読んだ際に、スマホを買って子どもに与えたことに対して、後悔している親が非常に多いという記事が気になりました。その一方、少数なのですが、もはやスマホを持たせないという選択肢はない時代だという意見と両方ありました。

様々な意見があるとは思いますが、同じ記事に高校生の子どもの叱る原因の9割がスマホだとアンケート結果もあり、小学生や中学生でも同じような傾向があるのではないかとその時に感じたのですが、寒川の小中学生はどうでしょうか。

(教育長)

黄木課長、何か情報はありますか。

(学校教育課長)

詳細のデータは特にありませんが、かなり多くの小中学生がスマートフォンを持っていると、日常的なところでは感じているところです。

そうした中で、学校だより等を通じて、まずはご家庭でルールを決めてくださいと啓発を行っていますが、学校としても道徳などで、スマートフォンや、SNSの活用について指導を行っています。今後は、さらに情報リテラシーや教育モラルというところにも力を入れていかなければならないと担当とも話しており、情報共有を経ながら、本年度からも力を入れていこうと考えています。以上です。

(教育長)

よろしいですか。それでは、大川委員どうぞ。

(大川委員)

事前に備えることはとても大切なことなので、お話を伺って安心しました。学校でも家庭でも、いろいろと指導はされているとは思いますが、これだけ生活の中にスマホ等が入ってきている時代ですので、できるだけ早い時期に情報教育等の授業で指導する、あるいは学活だとか保護者会などで話題にあげ、トラブルの回避にご尽力いただけたらと思います。

また、スマホに限らず、私は学校の子どもたちの生活、学校や家庭の一日のスケジュール表などを子どもたちに書いてもらうことで、子どもたちの一日の生活が見えてくるので、そういうものを集めて、こういう生活の仕方っていいねといった風に、クラスの中で考えることで、スマホにかける時間を減らすとか、子どもたち自身でいろいろと工夫するものなので、何かできるといいと思いました。

以前、全国学力・学習状況調査の結果が出たときに、携帯電話やスマホの利用時間が短いほど学力が高い、正答率が高いという調査結果がどこかで発表されたことがあったと思います。その時の寒川も、スマホや携帯の利用時間が長かったようですが、子どもたちには、自分の生活に目を向け、より良い生活習慣をつくってほしいと思いました。以上です。

(教育長)

ありがとうございました。他にはいかがですか。

(大関委員)

今、大川さんが言われたこと、まさしく我家をのぞき見られているのかという内容でした。高校生、中学生といっているのですが、9割以上がスマホの利用が原

因で怒るような状況です。

家庭でいろいろなルールを決めるのですが、もはや子どもの方がスマホを使いこなしていて、押さえ切れないところが多々あります。細かいルールというよりも、モラルをしっかりと家庭と学校の両方で教えていけないといけないと思いながら、聞いていました。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。

小川委員。

(小川委員)

今のお話に関係しますが、山崎聡一郎さんが慶應大学に在学中出版している「こども六法」という本があるのですが、その方は小学校の高学年のときに、いじめられた友人を助けたことで自分もいじめにあい、骨折をしたりして辛い思いをしたと。そのときに、学校を休むという考えが自分になく、学校は行かねばならないと思って行くのが一番つらかった、と書かれています。

そのほかに、自分は絶対人をいじめたりしないという自負を持って、地元を離れた私立の高校に通ったのですが、ある部活動の部長になったときに休みがちな後輩に対し、呼び出しても出てこないの、今後どうするのか、とにかく話合いに参加しなさいと部長として言っても、その子は来なかった。自分は部長としてやるべきことをしたつもりでいたが、後で先生に、大勢で一人を責めるのはいじめだと言われたと。自分は絶対いじめはしないと思ってきたのに、いとも簡単にいじめる側に回ってしまったということで愕然とした経験を書かれています。

先ほども教育長から、早期に発見してみんなで共有するというのがありました。後から気づいて、これはまずかったと思うことは誰にでもあると思います。ましてや子どもでしたら、気がつかないうちに人を傷つける、人を追い込むなど、経験が少なくて配慮ができず、悪気がなくてもしてしまうということもあると思います。

道徳の授業もありますが、その都度、人の気持ちを思いやるような共通理解をしながらいくと、そうか、これはいけないな、相手が傷ついたなということに気づくと思います。いじめイコール駄目な子ではなく、少し配慮が足りなかったということで、少し様子がおかしいなと思ったら様子を見る、早期発見というのが一番の解決策だと思います。

スマホもですが、小さいときは言うことを聞いてくれても、徐々に大きくなれば、親の言うことも聞いてくれなくなるので、道徳心とか思いやる気持ちというのを小さい頃から育てていくと、自然に身につくと感じました。

支援教育のほかにこころルームについて、東中、タブレットを使ってハイブリッド授業をしているという話がありましたが、加害者と被害者とは別の場所で勉強させることで、被害者が安心して学べる環境を整えるようにということ

「こども六法」を書いた山崎聡一郎さんも明記していますので、にこにこルームというシステムは大変重要で、みんなが安心して学べるということを公立学校は用意しなくてはならないと感じています。ほかの学校にも広がるといいと思いました。

(教育長)

ありがとうございました。他にはいかがですか。よろしいですか。
では、特にないようですので、私の報告を終わりたいと思います。

5. 社会教育施設報告

(教育長)

次に、社会教育施設、公民館、総合図書館からの報告をお願いします。
まずは公民館からお願いします。
別府町民センター館長。

(町民センター館長)

公民館からご報告をさせていただきます。

初めに、4月に実施しました主な事業についてご報告いたします。

町民センターの新規事業「にこにこ学習会」ですが、令和2年度まで教育委員会が主催し、公民館が運営を受託していた事業で、今年度から公民館事業として再開しました。8名のボランティアスタッフ講師が原則毎週月曜日、小学5年生から中学3年生の学習指導を行います。4月19日の第1回は小学生15名、中学生6名が参加し、第2回は小学生18名、中学生4名が参加しています。申込者の内訳は、定員30名としておりまして、小学生が21名、中学生が9名となっています。

北部公民館の新規事業「おもしろ寄せ植え教室」は、春、夏、秋、3回実施予定の第1回を実施しました。定員に達する申込みがありましたけれども、参加者は全員女性でございました。参加費が500円と手頃であったこともあり、参加者の満足度も高く、次も出席したいとの意見が多数でした。

この講座は、公民館花壇の手入れをサポートしてくれるボランティアの育成を目的としていますが、次回以降の講座で参加者に周知を図り、協力を求めていく予定です。

南部公民館の「大人ディンプルアート体験講座」は、今回は2日間の日程で実施しました。これまでの講座は色を塗るだけの工程で、絵を描くところから始めたいとの要望がこれまで複数あったため、日数を増やして実施することにしました。最初、慣れない作業でも、参加者もコツを覚えると夢中で取り組んでいました。今回の講座でさらに継続学習を望む参加者が半数以上いたため、希望者で話し合っていて、サークルとして活動することになりました。

続いて、6月の予定についてご報告いたします。数が多いため、新規事業の

みの説明とさせていただきます。3館合計で6本の新規事業を予定しています。

町民センターの「ホールでグランドピアノを弾こう！」は、子どもから高齢者まで町内の多くの方々に、ホールの舞台上でグランドピアノの演奏を体験してもらうという事業です。1時間単位で連続2時間まで利用ができます。練習を目的とするため客席の使用はできませんが、1グループ5名まで利用できます。参加費は、利用人数にかかわらず、1時間1,000円です。3日間で17コマ用意しておるんですけども、今そのうちの9コマがもう既にありがたいことに埋まっています。

北部公民館の「SDGsから世界を知る講座」は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標、この基礎知識について学びます。17のゴール・169のターゲットで構成されるSDGsの中から、日本で関心が高い気候変動、貧困、教育、男女平等問題などを取り上げる予定です。

南部公民館の「ボールペン習字教室」は、書道指導者で4段の資格をお持ちの浜元広美さんの指導により、平仮名と漢字、両方の書き方の基礎を学びます。日常生活の中で毛筆よりもなじみ深い硬筆のスキルアップを図って、美しい文字を書けるようになることで、日常生活の充実を図っていききたいと思います。

「中国語超日常会話体験」は、中国語の会話を身につけることが目的ではなく、中国語での日常会話を通じて、日本と中国との文化や考え方の違いについて学びます。中国は、日本にとって近くて遠い国とも言われますが、講座を通じて中国に対する理解が少しでも深まればと思います。

「梶原景時・早わかり講座」は、今年のNHK大河ドラマに登場する梶原景時に関連する講座です。大河ドラマでも景時の登場場面が増えてきていますが、今年、教育委員会や公民館では景時関連の講座を複数予定しています。この講座は、景時理解のための導入講座として、講座のタイトルにもあるように公民館の展示物と館跡の見学を短い時間で行います。

公民館からの報告は以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問等はございませんか。

布谷委員。

(布谷委員)

質問よろしいでしょうか。「にこにこ学習会」についてですが、こういった内容か、今後も月に何回やるのかなど、もう少し具体的に説明をお願いします。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

原則毎週月曜日で、月曜日が祝日や休館日の場合は火曜日に振り替えて実施しまして、毎週実施していく予定です。夏休み期間中は、お盆の時期は一旦やめようと思っておりますが、基本的に毎週、1年間を通じて予定は立てています。

(布谷委員)

以前、教育委員会で実施した補習のような感じですか。個別指導みたいなことをしていただけるのでしょうか。

(町民センター館長)

なかなかマンツーマンでは人数的に難しい状況です。先生が8人で、定員は一応30人としていますが、これまで二十数名が参加している状況です。

参加者のお子さんが、それぞれ教えてもらいたい科目の教科書や問題集を自由に持ってきて、入り口で今日は何をしたいのかを確認して、それに先生が対応していくこととしています。特にテーマは決めていませんので、参加するお子さんに教えてもらいたいことを決めていくといった運営の仕方になっています。

(布谷委員)

とても良い機会なので、参加率が70%とか73%が100%に近づいていくと良いと思いました。

(町民センター館長)

例年、回数を重ねるごとに徐々に減っていく傾向があります。まだ数回なので、様子を見ていますが、キャンセル待ちも受け付け、状況に応じて声をかけていく予定です。

(布谷委員)

ということは、最初に来た子どもは、年間を通じて対象になるということですか。

(町民センター館長)

はい。会場や先生の人数から30人定員制で行っていますが、どうしても途中で来なくなってしまうお子さんが出てきますので、2学期の冒頭に改めて募集をかけることも考えています。

(布谷委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

他にいかがですか。

大川委員。

(大川委員)

感想です。興味深い講座や、100%を超える参加率の講座も幾つかあって、すごいなと思いました。公民館の活動は、みんなで集まり、わいわいがやがやしながら活動するのも楽しみの一つだと思いますが、コロナ禍の状況の中であっても参加者が増えているだとか、新たにサークルが作られるだとか、とても素晴らしいことだと思っています。ぜひこれからも頑張って、いろんな支援をお願いしたいと思います。最後1つ確認ですが、「ホールでグランドピアノを弾こう！」は集まっていますか。

(町民センター館長)

集まっています。3日間でそれぞれ1時間ごとに6コマ、6コマ、5コマで17コマ用意しました。今9コマまで申込みが入っています。連続して1人で2時間使われる方もいますが、初日は6コマのうちの5コマが埋まっています。2日目が6コマのうち4コマが埋まっています、最終日が5コマのうち、1コマ埋まっている状況です。今年初めての企画で、少し心配もありましたが、なるべく全部のコマが埋まるように、周知していきたいと思っています。

(大川委員)

すごいですね。空港ピアノや駅ピアノを食事の時にテレビで見ながら、子どもたちや寒川の人々がこれをやれるようになったらすごいだろーなと思っていますのですが、それが今度はグランドピアノの演奏で実現されるようなところがありますよね。これはすごくうれしい集まりだと思います。以上です。

(教育長)

小川委員。

(小川委員)

今のグランドピアノについてですが、秋の合唱祭の前など、伴奏者は弾きたいだろーなと思いました。先生のところのグランドピアノなどで弾くのと緊張感が違うのではないかと。合唱祭は、伴奏者自身にかかるプレッシャーが違うので、当日と同じ舞台上で弾けるというのは、弾きたい子が出てくるのではないかと思います。今は少ないかもしれませんが、音楽大学の受験生とか、たくさん使いたいだろーなと思いながら聞いていました。以上です。

(教育長)

ありがとうございました。他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかに発言等がないようですので、次に総合図書館からお願いします。

岩渕総合図書館長。

(総合図書館長)

それでは、図書館の4月の利用状況から説明いたします。

まず、総合図書館、南北、分室ともに開館が26日、来館者数は記載のとおり、合わせて1万8,195名が来館されています。2021年の4月と比べますと、93.8%となっています。貸出し点数は合計が2万5,422点、2021年の4月と比べますと94%となっています。4月以降、コロナの行動制限が解かれ、外に出る機会が多くなってきたためか、図書館への来館が少なくなったかと思われます。

また、館内の状況に関してですが、コロナ感染症対策の一つとして、今まで新聞・雑誌閲覧席を展示コーナーや新着本コーナーとしていましたが、4月からは座席数は半分使用できるようにしました。新着コーナーがあった場所を、コロナ禍以前の場所に戻したということで、利用者から新刊の本はどこですかといった問合せが若干ありました。今のところ大きなクレームにはなっておりません。

続きまして、次のページに移ります。

4月の事業実績です。展示については2点ご説明いたします。

三角柱棚で行っていましたが「いつか行きたい絶景スポット」は、展示期間が長かったこともあり、展示冊数の2倍以上の貸出しがありました。それから、その下の児童展示「はじめの一步」では、テーマを記載したポスターに折り紙で作ったランドセルを貼り、紙工作で作ったスニーカーと一緒に飾るなどして目を引く装飾を施したことや、テーマが時期に合っていたのか、こちらも展示冊数の2倍近い貸出しがありました。

おはなし会については、記載のとおりです。

次の3ページに移ります。図書館俳句ポストの投句状況と督促の状況、分室の展示について説明します。

俳句ポストの投句状況、4月のお題が「陽炎」ですが、12名の方から60句の投句がありました。2月は、応募数が少なかったためか、優秀句に選ばれたものが1句となっています。

督促状況ですが、210日以上延滞している利用者の方23名に向けて、年に一度行っている第四次督促というものを行いました。

分室の展示については、ここでは記載はしてませんが、4月末の時点で南部は49回の貸出し、北部は22回の貸出しがありました。以前は、南部は平均20回から30回の貸出し、北部では平均5回の貸出しとなっていたので、若干ではありますが、貸出しは伸びている印象です。

続きまして、5月の事業の予定をお伝えいたします。

展示については、児童②の展示「小さいサイズの絵本」についてご説明いた

します。今まで図書館1階のおはなしのへやというコーナーでは、ピーターラビットの絵本など、文字数が多く幼児向けでない絵本、小学生向けと思われるようなものも、小さいサイズの本というくくりで赤ちゃん向けの本と一緒に並べていましたが、あまり貸出しがない状況でした。そのため、今回から、小さいサイズでも子どもや大人が読んで楽しめる本があることを展示で紹介するとともに、小さいサイズの絵本の棚を作り、そのことにより利用者への周知と貸出し促進につなげたいと考えています。

おはなし会ですが、5月からは、「おひざにだっこのおはなし会」は今まで月1回だったところを2回に、「土曜日おはなし会」は月2回行っていたものを3回に増やしています。また、「土曜日おはなし会」は3階会議室で行っていましたが、空気除菌機を導入したことにより、1階のおはなしのへやで行い、参加人数も増やして行うこととしました。

次のページの講座ですが、一番上の「大人のやすらぎ時間～絵本紹介と安眠グッズ作り～」は、公民館のほうからもお話がありました。こちらは南部公民館の職員の方と図書館スタッフが協力して、読み聞かせと、そしてアイビローの作成を行う予定です。

その他にあります「現役中学生のおすすめ本展示」ですが、2月にビブリオバトルで交流のあった寒川東中学校の図書委員の担当の先生と連絡を取りまして、7月に行うYA向け展示に生徒からお勧め本を紹介してもらい、それを展示するという企画をしています。その打合せとして5月を予定していましたが、中間試験や学校の行事などの関係で、子どもたちが図書館に来ての打合せや、お勧め本を選ぶ時期を現在調整している最中です。以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問等はございませんか。

布谷委員。

(布谷委員)

質問ではなく感想です。

「現役中学生のおすすめ本展示」というのは、とても身近に感じられるので、良い企画だと感じました。

(教育長)

岩渕館長。

(総合図書館長)

ありがとうございます。学校の先生と話した際に、生徒からも自分たちが読んで本を紹介したいという声があったと聞き、それも含めて図書館との交流を深めたいというお話がり、この話が進んでいます。以上です。

(教育長)

布谷委員、よろしいですか。

(布谷委員)

はい。

(教育長)

では、小川委員。

(小川委員)

私も今のところで少し聞きたいのは、各自のお勧め本を紹介するということで、勧める子どもが、こういうところがいいとかというのをメモか何かをつけて展示するのですか。

(教育長)

岩渕館長。

(総合図書館長)

そうですね。よく本屋さんにあるような手書きのPOPを生徒さんが図書館に来て、本を選んだ後に図書館で書いていただくというものを考えています。

(教育長)

小川委員。

(小川委員)

POP、楽しいですね。例えばそれを見て借りた子が、また勧めてくれた人に、自分もとてもよいと思ったとか、自分の気持ちを伝える、そういう交流はしないのですか。

(教育長)

岩渕館長。

(総合図書館長)

今のところ、YA展示の本を紹介するところに、東中学校の生徒さんが選んだお勧めの本ですということで、本自体とPOPを置くだけなので、特に感想を集める、募集するというものは今のところ予定しておりません。

(小川委員)

ありがとうございます。

(教育長)

他によろしいですか。
大川委員。

(大川委員)

今の中学生の話、お勧め本、YA展示だとか、企画、展示室の展示がとても良いなと思い見せていただいています。感覚的なもので申し訳ないのですが、押しつけにならないで、もう少し見てみようかという気持ちにさせてくれる展示が良いと思っています。これからも楽しみにしたいと思います。よろしくお願いします。

(総合図書館長)

ありがとうございます。

(教育長)

それでは、他に質問等がないようですので、これで社会教育施設報告を終わります。両館長はここで退席してください。ご苦労さまでした。

<両館長退席>

6. 委員報告

(教育長)

それでは次に、委員報告です。教育委員会を代表して出席等をしていただいた会議等の報告があればお願いします。
大川委員。

(大川委員)

5月13日に町の民生委員の推薦会があり、布谷委員と私が出席してまいりました。48人が決定し、あと25人は次回行う予定です。
以上です。

(教育長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

<「ありません」の声>

(教育長)

ほかにないようですので、委員報告を終わります。

7. 協 議

(教育長)

それでは次に、今月はこれから協議に入ります。本日の案件は2件です。

初めに、寒川町立小・中学校適正化等基本方針(案)に係るパブリックコメントの実施結果について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、寒川町立小・中学校適正化等基本方針(案)に対しますパブリックコメントの実施結果についてご説明申し上げます。

資料については、3-1をご覧ください。

1番の募集期間は、本年3月21日月曜日から4月20日水曜日の31日間で行い、2番の資料配布場所については記載のとおりです。

3番の意見の提出状況は、意見提出者数5名で、意見総数は29件でした。結果としては、今回いただいた意見等に基づいて基本方針(案)の修正等を行った箇所は、ございませんでした。なお、意見の応募対象者であるか不明である方については、今回はいらっしゃいませんでした。

続いて、資料ナンバー3-2をご覧ください。時間の関係もありますので、主な内容についてご説明させていただきます。

資料の左から3番目に全体資料中の該当内容という欄がありますが、1ページ目、方針の全体に関する部分についてです。こちらは、人口減少や少子化などの既にある学校環境の問題点や、将来の社会的、技術的、生活的な変化を視野に入れながら対応していくべきであるといったご意見をいただいています。これらについては、資料ナンバー3-4の基本方針(案)の最初の「はじめに」という部分におきまして、町立学校の現状と予測や、寒川町がめざす教育といった部分で町の考え方を示していますので、資料ナンバー3-2の一番右の端の欄にもありますとおり、実際に方針の修正は行っていない状況となっています。

続きまして、資料3-2の2ページ目をご覧ください。上から順番に、コミュニティ・スクール、小中一貫教育、配置バランスに関するご意見をいただきました。基本方針(案)でもお示ししているとおり、いずれも今後、導入するかしないかも含めて検討をしていくこととしていますので、記載のとおりお答えしてまいりたいと考えています。

一番左にある意見番号の9番、中学校についても35人学級として推計すべきというご意見については、今後、必要に応じてそうした推計を行っていくものとお答えしてまいりたいと思います。

また、その下の通学に関するご意見につきましては、通学バスの運用等に関する内容でして、こちらも基本方針(案)の内容の中で、町内の通学距離等を

踏まえまして、徒歩による通学を前提とするということで方針を立てていますので、その旨をお答えしてまいりたいと考えています。

続いて、3ページをご覧ください。

校舎・施設の関係ですが、こちらは学校施設への指定管理者制度の導入や、GIGAスクール等の充実に関するものについてですが、指定管理は、今後、学校教育施設の中に複合化させる機能に応じて検討していく旨お答えしていきたいと考えています。

ICT等の対応につきましては、未来思考を持って今後検討していく旨をお答えしてまいりたいと考えています。

また、その下の複合化に関するご意見について、記載のとおり、地域集会所や老人サロン、保育園、市民活動センターのほか、防災拠点、福祉の充実など、様々な機能が学校の複合化に関するものでありましたが、今後の検討においては、まずは教育施設として必要な機能についての検討を優先するとしまして、その他の機能の複合化の具体的な内容の検討については、仮称学校再編計画の策定後に詳しく検討していく旨をお答えしていきたいと考えています。

4ページをご覧ください。

計画策定に関するご意見です。こちらは、今後の教育はどうあるべきかという視点で議論すべきといったご意見のほか、住民との議論に時間をかけるべきといったご意見の内容でして、今後も引き続き将来の寒川子どもたちにとって、目指すべき望ましい教育環境をいかに作っていくかといった視点をもって検討すべきというもので、より多くの町民の皆様と議論をしながら進めていく考えである旨を記載のとおりお答えしてまいりたいと考えています。

4ページの一番下の意見番号21番から次の5ページにかけては、その他のご意見ということで、今回のパブリックコメントを実施しました町立小・中学校適正化等基本方針案の内容に直接的でないものをその他の意見ということで整理させていただいています。いただいたご意見に対するお答えについては、それぞれ記載のとおりお答えしてまいりたいと考えています。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。何か意見、質問等はありませんか。

大関委員、いかがでしょうか。

(大関委員)

過去のパブリックコメントだと、かなり否定的な意見が多々見られましたが、かなり練ったということもあり、今回のパブリックコメントは、肯定的というよりも、どちらかというと、共に良くしていきたいという気持ちのある意見が多かったととらえています。

(教育長)

ありがとうございました。

他にいかがですか。

小川委員。

(小川委員)

私もざっと目を通しましたが、私たちと方向性が同じようなパブリックコメントは、今まであまり見たことないなと感じています。柔軟性が非常にあり、よく考えてくださっていますし、私たちも柔軟性を持って取り組むべきだと思っていますので、十分に理解し合える、理解し合いながら良い方向に持っていくことができるのではないだろうかというような希望的な考えを持ちました。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。

他にどうでしょうか。よろしいですか。

(教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

せっかくの配布いただいた資料なのですが、今、初見でというのは、少し時間が短か過ぎて議論するには難しい部分があるので、申し訳ありませんが、定例会の招請状と一緒に資料として送付いただけると良いと思います。

(教育長)

可能な限り、そのように努めてまいりますので、よろしいでしょうか。

(布谷委員)

はい、よろしくお願いします。

(教育長)

他に意見等がありますか。

それでは、特に発言等ないようですので、寒川町立小・中学校適正化等基本方針案に関わるパブリックコメント実施結果についての協議を終了します。

続いて、今年度の小学校水泳授業について協議します。

事務局から説明をお願いします。

黄木課長。

(学校教育課長)

先ほど教育長報告でもありましたが、小学校の水泳授業は、一昨年度、昨年度と、コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となっていました。今年度は、実施の有無、可否に関係なく、ハード面そしてソフト面、両面において整備はしておくべきということで進めてまいりました。そうした中で、今後懸念されるところがあるということで、今回協議して取り上げてさせていただきました。

今の感染状況は、3月下旬にまん延防止等重点措置が解除後も、国からは、引き続き同じように感染防止の取組むよう通知が来ていました。これまでは1か月といった期限が通知に定められいましたが、その期限が今回は定めがなく、その後の国からの連絡もありません。また、先日、教育長が国の教育長会議に出席をされた際にも、同様に、高いレベルの感染防止対策、取組を行うようにと直接お話があったとのことでした。

こうした部分で、感染状況も高止まりである中、子どもの安心安全を第一に、そして、さらに学びの保障という両面で検討していかなければと考えています。

近隣の状況は、平塚市は、先日、報道でもありましたが、今年度の水泳授業は中止と報じられ、茅ヶ崎市、藤沢市については、学校判断といった対応をしており、寒川町についても、今後どうしていくかを考えていかなければならないと思います。

町としては、水泳授業のガイドラインの作成をしてあり、校長会等でもお示ししているところですが、その中の特にポイントとなるのは密の回避ということですね。密の回避を考えたときに、学校でのプールは25メートルで、スペースもある程度限られ、これまでのような学年単位で、かなりの人数、規模で入っていくことがなかなか難しく、それをクラス単位としていくと、今度は、学年単位であれば複数の教員が指導できたところが、クラス単位だと担任1人で、見学の生徒や、グループ分けしながら子どもに指導するとこととなり、人的措置の部分でも課題があると捉えているところです。

そういった部分で、ぜひ町の状況を踏まえながら協議をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

ただいま事務局から状況等について報告がありました。

我々としては何とか子どもたちに水泳授業を保障していきたいということで、様子を見ながらここまでできていましたが、状況的には厳しいものがあると感じています。

今日、皆さんの意見等も十分参考にしながら、今後、事務局で方向性を決めていきたいと考えていますので、忌憚のない意見をお願いします。

いかがでしょうか。

布谷委員。

(布谷委員)

子どもたちにとって、こういった経験をさせてあげたいと思いますが、ついこの間、厚労省のからのオミクロン株の感染によって、子どもの肝炎が発病されているという発表があったと思います。

原因不明の肝炎とされているものですが、それがどうもオミクロン株によるものではないかと報道されています。

一般的に、子どもたちがかかっても結構軽く済みますといった状況でもありますが、その一方、そういった発表があったとなると、まだ得体の知れない部分があり、安全だと確証がない中では、子どもの安全第一を考え、先走ってやることもどうなのかと思います。

(教育長)

布谷委員や私も現場で長い間、子どもたちに水泳授業を行ってきた訳ですが、今のような意見があるということについては、しっかりと受け止めていきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

大川委員。

(大川委員)

私も学びの機会を保障するのは大切なことだと思いますが、コロナ禍という特殊な事情の時でもあり、危うしに近寄らずが良いというのが自分の考えです。

ただ、学校現場の先生方の声も反映していただいて、臨機応変、しなやかに対応していただくのが一番良いと思います。以上です。

(教育長)

今、学校現場の意見を反映とのことですが、校長会で学校現場の様子等も十分に聞いています。学校現場の先生方は、今、様々制限のある中で教育活動していて、水泳については、三密を避ける等、安全を確保することが厳しいというのが、全ての校長先生方の意見でした。他にいかがでしょうか。小川委員。

(小川委員)

水泳の授業というと重大な事故につながるということもありますので、十分子どもたちの安全を監視できる体制必ず必要だと思います。そこをなしに始めるとするのは、私は反対です。

2年水泳事業をやっていない間に、先生方も水泳の授業に慣れていないということも考えられ、また、子どもたちも、大はしゃぎになると思います。しかも、プールの周りは硬いコンクリートだったりするので、先生方は、慣れていないところに加えて、コロナ感染の予防まで考えるとなると、負担大きいと思います。教員数も1つのクラスに何人もつくというわけにいかないと思います。

ので。

ただ、水に慣れるとか水難事故に遭ったときにどうするかといった対応は子どもたちの経験として必要なことだと思いますので、町営プールなどを活用し、そういった体験をさせてあげたらいいと思います。水はむやみに怖がってはいけないと思いますので、そういった水の経験をすることということも大事なことです。

お話が長くなって申し訳ないのですが、2日ほど前にダンスバトルが放送されていました。そんなに興味ないつもりで見ていたら、もう引き込まれてしまって、最後、どこが優勝するかまで見てしまいました。水泳に限らず、子どもたちが夢中になれること、発散できることに置き換えて何か考えられると良いと思います。

昔、クーラー、エアコンが教室になかったとき、息子は汗っかきだったので、プールに入ると汗疹が引くこともあり良かったのですが、今はエアコンがあるので、水浴びしなくてもそんなにあせもにならないと思うと、子どもたちが楽しさを感じれること、ダンスバトルに例えると、登美丘高校のように一糸乱れぬ踊りをするところとか、戦争に対して平和を願うようにダンスしていたり、パラリンピックの閉会式で踊ったレインボーの多様性、いろいろな国の人、聞こえない人、目の見えない人がみんな入って踊るなど、こんなに面白い世界だったのだと感じました。少し話がずれていると思いますが、水泳に限らず、水は水の経験として、体育の授業は体育の授業として、それだけ水にこだわらなくても、楽しいことを考えてるのも一つの手というふうに思いました。

(教育長)

ありがとうございます。特に最近、子どもたちは体育の時間にも思いっきり体を動かしていないということもありますから、そういうことも大事にしなければと思います。

他によろしいですか。

大関委員。

(大関委員)

気持ち的には、本当は水泳授業を受けさせてあげたいというのが一番の気持ちです。ただ、今のこの状況では致し方ないという考えもあります。

今ここで決めて、それこそ6月頃に、神奈川県でも10人、20人しか感染者いませんよというときに、何で中止になるのというような子どもたちのいら立ちがないようにしていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

(教育長)

いろいろ貴重な意見、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(布谷委員)

付け加えて。藤沢市や茅ヶ崎市は学校毎に判断を任せていますが、寒川町に関しては、町内一律にするべきだと思うので、ここは歩調を合わせて決めていけたら良いと思います。

(教育長)

寒川は5校しかないので、歩調を合わせることは大事であると考えます。昨年度もある保護者からそういった意見をいただいています。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろな意見をいただきましたので、それを基に、今後、対応を決めていきたいと思います。また皆さんに知らせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

8. 議 事

(教育長)

それでは、次に議事に入ります。

本日は報告が1件と議案が1件、提出されています。

まず、報告第1号「専決処分の報告について」、事務局から報告をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、報告第1号です。

報告第1号は、令和4年度寒川町一般会計補正予算（第1号）のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告することについて専決処分をしたことの報告です。

本件は、令和4年度寒川町一般会計補正予算（第1号）を提出議案として上程するにあたりまして、本補正予算案の議会提出日である5月12日までに教育委員会を招集することができなかったため、専決処分をしたものです。

それでは、報告第1号をご覧ください。読上げをもって報告とさせていただきます。

報告第1号「専決処分の報告について」。寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和4年5月20日提出。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

次のページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項

の規定により、次のとおり専決処分する。令和4年4月28日。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

1、事件名。令和4年度寒川町一般会計補正予算（第1号）について。2、専決処分の内容。令和4年度寒川町一般会計補正予算（第1号）のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告する。3、専決処分の理由。緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったため。

次のページ、こちらが町長からの依頼文書の写しです。

こちらは補正予算（第1号）のうち教育委員会に関する内容となっています。

このたびの補正予算の歳出において、合計で609万円を増額とするものです。内容といたしましては、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料の609万円ということで、小学校における通常授業の代替のための委託料です。

なお最後のページが、町長への報告内容となっています。

専決処分の内容については以上となります。よろしくお願いいたします。

（教育長）

説明、報告が終わりました。何か質問等ございませんか。

委託料、がわかりにくいと思うので、目的などの説明もしてください。

水越課長。

（教育施設給食課長）

こちらは、先ほど協議の中で大澤教育長からお話いただいた水泳授業と同じ考えで、コロナの状況を見極めながら、プールをやめる場合に備えるということで、ソフト面とハード面から考える必要があります。私からはハード面の備えということでこちらを計上したものです。2年間使っていなかったプールが使えなかった場合に、町営プールを活用して学びの保障、プール授業の保障をしていくという部分に備えたものです。具体的には町営プールの指定管理者に水泳授業の支援を委託する、水泳授業の支援委託という形でやってまいることを想定しています。

（教育長）

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、特に質問等ないので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。議案第9号「令和4年度寒川町一般会計補正予算（第2号）」については、寒川町議会定例会の提出案件であり提出前の内容になるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開での審議とすべきと考えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、全員賛成ということですので、これより会議を非公開とします。
傍聴の皆さん、どうもありがとうございました。

<傍聴者退室>

(教育長)

それでは、議案第9号「令和4年度寒川町一般会計補正予算(第2号)について」、事務局から提案説明をお願いします。
高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

議案第9号をご覧ください。読み上げをもって提案とさせていただきます。

議案第9号「令和4年度寒川町一般会計補正予算(第2号)について」。令和4年度寒川町一般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する部分について、寒川町長から意見を求められたことについて、別紙のとおり提案する。令和4年5月20日提出。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、寒川町長から意見を求められたので、教育委員会の意見を提出するため提案する。

1枚おめくりください。ここからは本事案の事務処理が、今回の提案に間に合っていないところがありますので、補足でご説明させていただきます。本来、町長からの依頼文書の写しが2ページ目についてまいります、事務処理上の手続が、町長部局からまだ来ておりませんので、お手元の資料には添付で来ておりません。整い次第、資料は差し替えをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料、補正予算(第2号)のうち、教育委員会に関する内容となりますが、こちらは、担当の黄木学校教育課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

それでは、令和4年度寒川町一般会計補正予算(第2号)、教育関係費についてご説明を申し上げます。

まず歳入についてです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、117万6,000円。1節及び2節で小・中学校費補助金につい

てです。こちらは、公立学校情報機器整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業）ということで、既にG I G Aスクール構想に関して、寒川町ではサポートサービスを業者に委託をしています。その委託料に対し、昨年度、国の補助金がありましたが、令和4年度当初予算時点では国の補助金が確定されていませんでした。この度、国の各市町村におけるサポートサービスの支援としての補助金が得られることとなり、歳入という形で繰入れをさせていただくものです。

なお、委託料の補助割合は、3分の1の国から補助があるということで、その3分の1の部分をこちらに計上しています。

続きまして、15款県支出金、3項委託金、2目教育費委託金、41万2,000円、2節教育研究費委託金についてです。かながわ学びづくり推進地域研究事業委託金ということで、県から平成27年度より委託を受けていますが、そちらを活用し、さむかわ学びっ子育成研究推進事業として町では校内研究の推進するため、講師招聘等を通じ、授業改善、指導力向上に努めているところです。こちらの補助金は県の10分の10ということで、全て県からの委託金という形で繰入れをしているところです。

続きまして支出になります。10款教育費の部分で1項教育総務費、3目研究室費2万2,000円。10節需用費、さむかわ学びっ子育成事業用の消耗品です。こちらは各校で年度末に研究集録等を作成する関係で、その印刷を教育委員会事務局で受けているところです。そのための用紙代やインク代等に充てる部分です。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、221万6,000円、10節需用費、こちらはグローバル教育推進事業用消耗品ということで、次の17節備品購入費のグローバル教育推進事業用教材備品購入とセットになるものです。消耗品はA p p l e T Vというもので、子どもたちや教員の各タブレットの画面をモニター等に共有する際に、W i - F iのように飛ばす機器です。あわせて備品購入として、モニター及びそのテレビ台を予算措置しています。

こちらは小学校費になっていますが、次の3項の中学校費も同様でして、小学校ではモニター、テレビ台のA p p l e T Vのセットを各学年1セットずつ全小学校に配置していくという措置、中学校は既に進んでいるため、今回の予算措置によりまして、普通教室全てにモニター、テレビ台、A p p l e T Vのセットを配置していくというものです。

また、次の小学校費の新型コロナウイルス感染症対策用備品購入は、昨年度も要望しておりました小学校のミシンについて、今まで3人以上の子どもたちで1台のミシンを使うという、かなり密になるような形で使用していたものを、学習の効率性、また感染防止という観点から、2人に1台ずつ最低でも配置をしようということの措置です。

また、1枚おめくりいただきまして、中学校費は、先ほどの需用費、備品購入費のグローバル教育推進事業費用については同様です。新型コロナウイルス感染症対策用備品購入は、中学校は理科の顕微鏡になります。これも3人以上

に1台というような密な状態でしたが、昨年度より要望していたものが、今回、2人に1台という形で顕微鏡を予算措置しているものです。

説明は以上です。

(教育長)

高橋課長。

(教育政策課長)

ただいまご説明いたしました補正予算の概要等につきましては、今後議案として、町議会の令和4年第1回定例会6月会議へ上程される予定です。教育委員会として、この内容、金額でよろしいかご審議をお願いいたします。

私からは以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か質問等ございませんか。小川委員。

(小川委員)

モニターとは、今、中学校の教室にあるテレビのことですか、大型スクリーンではなくテレビの事で良いですか。

(学校教育課長)

テレビです。

(小川委員)

テレビですか。大きなスクリーンが有効だと聞いていたので、そのうちそうなるのかと思っていました。分かりました。ありがとうございました。

(教育長)

黄木学校教育課長。

(学校教育課長)

既に、テレビが使えなくなって撤去されている中学校もあのですが、現在、ICT機器の活用が進んでいる状況です。中には八、九割の授業で画面共有が、子どもの意見を集約して全体でシェアリングをするため、必要になってきています。

その一方、ある国の会議において、昨年途中に一次報告の段階で、令和7年度に全小・中学校のデジタル教科書の導入を図るとしています。今、一部の教科で導入を図っていますが、全教科で導入を図るという急激な変化を迎えていくことになります。プロジェクター等の活用もしていましたが、デジタル教科

書では、高精細で見える必要があるということで、それに向けた部分も今後も含めて検討したいと思っています。以上です。

(教育長)

令和 6 年度より使用する小学校の教科用図書の採択が、令和 5 年にあります。国はそれらに合わせながら、令和 6 年度よりデジタル教科書の本格的導入を目指しているということだと思います。他によろしいですか。よろしいですね。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、他に発言等ないようですので、議案第 9 号「令和 4 年度寒川町一般会計補正予算（第 2 号）」については、報告書文を含め、原案のとおりでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(教育長)

ありがとうございました。それでは、本議案は原案のとおり決します。

なお、最終的な予算の確定は、令和 4 年寒川町議会第 1 回定例会 6 月会議において教育長より議会へ提案され、議決の上、確定されますので、令和 4 年度寒川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、まだ確定した内容ではないことを理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これで非公開とする案件が終了しましたので、非公開を解きたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(教育長)

傍聴の方がいましたら、どうぞ。

<傍聴者不在・入室者なし>

(教育長)

それでは、会議を再開します。

議案第 9 号は原案のとおり決しました。

以上で議事を終わります。

9. その他

(教育長)

次にその他ですが、本日は、案件はございません。

10. 閉 会

(教育長)

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、次回定例会の期日を決めたいと思います。次回は、6月20日月曜日、午後1時30分から、場所は、役場東分庁舎第2会議室において開催ということではいかがでしょうか。

<「はい」の声>

(教育長)

よろしいですね。それでは、次回の定例会は6月20日月曜日、午後1時30分から、東分庁舎第2会議室において開催いたします。

これをもちまして、寒川町教育委員会5月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

上記事項につき全委員確認し終了したので閉会を宣言した。

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和4年6月20日

教育長 大澤 文雄

署名委員 大川 勝徳

署名委員 布谷 あけみ

会議録調製者 千野 あすさ